

石運整第175号の2  
令和4年8月4日

自動車特定整備事業者 各位  
((一社) 石川県自動車整備振興会会員外向け)

北陸信越運輸局 石川運輸支局長

令和4年8月3日からの記録的な大雨の影響により浸水した自動車の  
使用者等に対する対応について

令和4年8月3日からの記録的な大雨の影響により道路等の浸水・冠水被害が発生しており、浸水した自動車は外観上問題がなさそうな状態であっても、感電事故や電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれが懸念されます。

については、自動車の使用者等から浸水した自動車について相談があった場合は、下記のことには留意し適切な対応を実施するようお願いいたします。

#### 記

- ① (自動車の使用者等が) 自らエンジンを始動させないように指導する。
- ② 自動車を自動車整備工場に入庫させ、点検整備を受けること。  
特に、ハイブリッド車(HV車)や電気自動車(EV車)は、高電圧のバッテリーを搭載していることから、むやみに自動車に触れないこと。

【参考】国土交通省ホームページ(浸水・冠水被害を受けた車両のユーザーの方へ)  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr09\\_000100.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr09_000100.html)